

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	枚方市 子どものための教育・保育給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

枚方市は、子どものための教育・保育給付に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

枚方市長

公表日

平成31年3月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どものための教育・保育給付に関する事務
②事務の概要	<p>・子ども・子育て支援法の規定に基づき、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援を行うため、保育所・幼稚園・認定こども園等の利用を希望する児童への施設型給付・地域型保育給付に係る支給認定事務を行う。</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の事務で特定個人情報を取扱う。</p> <p>①支給認定を受けるための申請の受理、審査、支給認定証交付 ②諸届による支給認定の変更、支給認定証の修正 ③市外転出等の認定取消</p>
③システムの名称	子ども・子育て支援システム、庁内連携システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム(番号連携サーバ)
2. 特定個人情報ファイル名	
保育児童台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法別表第一の94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令68条)</p> <p>・同法第9条第2項及び同行の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報照会: 番号法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2) 情報提供: 実施なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども青少年部保育幼稚園課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
枚方市教育委員会(学校教育部 学務課)	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 総務部 コンプライアンス推進課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号573-8666 大阪府枚方市大垣内町二丁目1番20号 枚方市役所 子ども青少年部 保育幼稚園課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	子ども青少年部子育て支援室	子ども青少年部子育て支援室保育幼稚園課	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	横尾 佳子	菊地 武久	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取り扱いに関する問い合わせ 連絡先	枚方市役所 子ども青少年部 子育て支援室	枚方市役所 子ども青少年部 子育て支援室 保育幼稚園課	事後	
平成29年7月14日	I. 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	行政手続における個人を識別するための番号の利用等に関する法律	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	事後	
平成29年7月14日	I. 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一第94項 ※現時点での番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令に規定なし	・番号法別表第1の94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の20の項(同条例施行規則第21条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2)	事後	
平成29年7月14日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月14日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第一第94項 ※番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令に規定なし。	【照会】 ・番号法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2) 【提供】 ・同法の116の項(同命令第59条の2)	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法別表第1の94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第3条第1項に規定する別表第1の20の項(同条例施行規則第21条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2)	・番号法別表第1の94の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条) ・同法第9条第2項及び同項の規定による同条例第3条第1項に規定する法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2)	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【照会】 ・番号法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2) 【提供】 ・同法の116の項(同命令第59条の2)	情報照会: 番号法別表第2の116の項(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2) 情報提供: 実施なし	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署①	子ども青少年部子育て支援室保育幼稚園課	子ども青少年部保育幼稚園課	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②	菊地 武久	課長	事後	
平成31年3月29日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	子ども青少年部子育て支援室保育幼稚園課	子ども青少年部保育幼稚園課	事後	
平成31年3月29日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年3月29日	IVリスク対策	なし	項目追加	事後	